

佐久穂町有料広告掲載要綱

平成 20 年 1 月 11 日

告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び活力ある地域社会の実現を図るため、町が管理する印刷物等への有料広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「印刷物等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 佐久穂町広報紙
- (2) その他町が発行する印刷物

(掲載可能な広告の範囲)

第 3 条 掲載可能な広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの
- (6) その他掲載することが適当でないと町長が認めるもの

(掲載の条件)

第 4 条 広告の規格等、掲載期間等、広告掲載にかかる料金（以下「掲載料金」という。）、枠数及び掲載位置は、印刷物等の種類に応じ、別表に定めるところによる。

2 掲載料金は、町長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第 5 条 広告掲載希望者の募集（以下「募集」という。）は、ホームページ及び広報において行うものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、佐久穂町有料広告掲載申込書（様式第1号）により、町長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、第3条の規定に基づき広告の内容、デザイン等（以下「広告内容等」という。）について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 募集期間に同一の印刷物等で2以上の申し込みがあったときは、次の順位で掲載者を決定する。また、優先順位を同じくする複数の掲載申し込みがあったときは、抽選により決定するものとする。ただし、募集期間内に応募がなく、募集期間後も募集を延長し受付している場合は、受付順とする。

(1) 町内に事業所を有する企業等のうち、その事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告

(2) 町内に事業所を有する企業等のうち、前号に掲げる企業等以外の企業等に係る広告及び自営業に係る広告

(3) 国、地方公共団体及び公社、公団、公益法人及びそれに類するものに係る広告

(4) 第1号及び第2号に掲げる企業等以外の企業等に係る広告

(5) その他掲載することが適当であると町長が認める広告

3 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、佐久穂町有料広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により、広告掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を町長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告の内容等が第3条各号のいずれかに該当する事実が判明し、若しくは新たに現出したとき、又は広告の内容にある実態が変更され、若しくは消滅したとき。

- (4)前3号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと町長が認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により広告掲載の取消しを決定したときは、佐久穂町有料広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により、その結果を広告主に通知する。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により町長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなかつたときは、既納の広告掲載料は、当該広告主に返還する。ただし、第9条の規定により、広告掲載を取り消したときは返還しない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被つたという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	規格	掲載期間	掲載料金		掲載位置
			町内に事業所を有する企業等	左記以外	
佐久穂町 広報紙(町 が指定す る頁)	44 mm×85 mm	1紙単位で連続6 ヵ月まで(広告枠 に空きがある場合 は、これを更新で きる)	2,500円	5,000円	下面2分の1
	44 mm×175 mm		5,000円	10,000円	下面1段